

令和6年第1回臨時会

# 鬼北町議会会議録

開会 令和6年2月9日

閉会 令和6年2月9日

鬼北町議会

# 令和6年第1回鬼北町議会臨時会

令和6年2月9日（金曜日）

## ○議事日程

令和6年2月9日午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 町長の専決処分(令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第7号))の承認について
- 日程第5 議案第1号 鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第2号 鬼北町北宇和病院の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第3号 工事変更請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について
- 日程第8 議案第4号 工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事））の締結について
- 日程第9 議案第5号 工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第10 議案第6号 工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について
- 日程第11 議案第7号 工事変更請負契約（史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事）の締結について
- 日程第12 同意第1号 鬼北町教育委員会委員の任命について

## ○本日の会議に付した事件

議事に同じ

## ○出席議員（11名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	5番	山本博士
6番	赤松俊二	7番	松下純次
8番	芝照雄	9番	福原良夫
10番	松浦司	11番	末廣啓
12番	程内覺		

## ○欠席議員（1名）

4番 中山定則

## ○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町	長	兵	頭	誠	亀	副	町	長	井	上	建	司			
総務	財政	課	長	水	野	博	光	町	民生	課	長	善	家	直	邦
保健	介護	課	長	那	須	周	造	建	設	課	長	上	田	司	
教	育	長	行	定	洋	嗣	教	育	課	長	谷	口	浩	司	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和6年第1回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

○議長（程内 覺君）

中山議員から欠席する旨の届け出を受けています。

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第1回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

元旦に発生いたしました能登半島地震から1か月余りが経過いたしました。地震により犠牲となられた方に対し、哀悼の誠を捧げますとともに、被害にあわれた皆様にこの場を借りて心からお見舞い申し上げます。死者数は200名を超え、被災地ではいまだ多くの方が避難所での暮らしを余儀なくされております。鬼北町からも避難所運営支援として1月22日から31日まで3名の職員を石川県輪島市へ派遣いたしました。更に避難者2名のための町営住宅を確保、そして、簡易シャワーの1対を装置したところでございます。3月は、3月4日から3月13日まで第2陣として3名を派遣する予定といたしております。今後も更なる支援要請が考えられますので、本町といたしましても引き続きできる限りの協力をしていきたいと考えております。

さて、本日の臨時会には、専決処分に伴う一般会計補正予算1件、条例の改正1件、指定管理者の指定1件、工事変更請負契約5件、同意1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。令和6年第1回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、9番、福原良夫議員、10番、松浦司議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定をしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会教育長を通じ、副町長、総務財政課長、町民生活課長、保健介護課長、建設課長、教育課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、承認第1号、町長の専決処分(令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第7号))の承認について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、承認第1号、町長の専決処分(令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第7号))の承認について、専決処分の報告をいたします。

令和5年12月22日に閣議決定された物価高騰対応重点支援給付金について、早期に支給するため緊急を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算の内容の詳細につきましては総務財政課長が説明いたしますので、御審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、承認第1号、一般会計補正予算(第7号)について、ご説明いたします。初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

なお、本日補足資料もお配りしておりますのであわせてご覧ください。

3款1項1目、社会福祉総務費のうち、10節、消耗品費17万4,000円から12節、電算システム改修委託料44万円までは、物価高騰対応重点支援給付金の給付に係る事務経費を計上いたしております。18節、物価高騰対応重点支援給付金4,775万円につきましては、令和5年度住民税均等割りのみ課税世帯について1世帯当たり10万円の370世帯3,700万円及び令和5年度住民税非課税世帯と令和5年度住民税均等割りのみの世帯における子育て世帯として、子ども一人当たり5万円の215人分1,075万円、合計しまして4,775万円を計上いたしております。

次に、歳入予算について説明いたしますので、1ページ戻って5ページをご覧ください。

14款2項1目、総務費国庫補助金、4節、総務費国庫補助金4,870万円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、事務費及び給付金に係る額の10分の10を計上いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（山本博士君）

住民均等割りのみ課税世帯とありますが、ちょっと詳しく説明いただきたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

町県民税、住民税の均等割りのみ課税世帯という表現となっております。こちらの判断と言いますか、それについては、例えばですが、単身世帯の方で給与で収入がある方、給与収入のみの方であれば、93万円までの金額であれば均等割りが非課税。給与収入で93万円までの方は均等割りが非課税と。そして、公的年金の収入がある方で65歳以上の方であれば、148万円の収入金額までは均等割りが非課税ということになりますので、それを超えた方については、均等割りが課税されます。以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号、町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第7号））の承認について、を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5、議案第1号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第1号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、戸籍法の改正に基づく事務にかかる手数料につき、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては町民生活課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第1号。鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について、をご説明いたしますので、議案書4ページをお開きください。

今回の条例改正は、戸籍、除籍、電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づきご説明いたしますので新旧対照表1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を右の改正の欄に掲げる傍線で示すよう改正をするものです。

改正後（案）別表第1中、手数料の名称欄。1段目は戸籍謄本等戸籍事務において本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務、いわゆる広域交付が追加されたことから根拠規定の戸籍法の第120条の2第1項を追記するとともに、磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を戸籍証明書と改めるものです。

次に1ページ、3段目から2ページの1段目は、戸籍電子証明書の請求があった場合には戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることから手数料は戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円とする規定の整備を新規で追加するものです。

次に3ページ、3段目から4ページの1段目は、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務について規定を新規に追加するもので、手数料は除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円とする規定の整備であります。

次に4ページ下段は、届書等情報内容証明書の交付事務が追加されたことから根拠規定及び事務内容を追記する規定の整備であります。

次に5ページ、下段は、届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務が追加されたことから、根拠規定及び事務内容を追記する規定の整備であります。

新旧対照表での説明は以上です。議案書7ページをご覧ください。附則についてご説明

いたします。

附則、この条例は令和6年3月1日から施行する。

以上で鬼北町条例第1号鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第2号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 鬼北町立北宇和病院。

2. 指定管理者となる団体の名称 岡山県岡山市北区祇園866番地。社会福祉法人旭川荘。

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、とするものであります。

なお、資料として基本協定書（案）と指定管理料に関する協定書（案）をお配りしておりますので、ご確認いただきますようお願い致します。以上で説明を終わります。ご審議

のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、工事変更請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第3号、工事変更請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和5年6月15日付け、請負契約を締結した（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 （5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））

2. 契約の金額 変更前 5,390万円

変更後 5,473万円

3. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛建設株式会社、代表取締役 坂本 信哉 であります。

詳細につきましては建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○建設課長（上田 司君）

議案第3号、工事変更請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（そ

の1) ) の締結について、ご説明いたします。当該工事は、現橋の弓滝橋の下流側に延長50.2メートルの歩道橋を新設するための橋桁を工場制作、運搬するものでございます。主な変更点についてご説明いたします。

工事概要においては、お手元に配付しております資料をご覧ください。今回新たに橋梁点検時等に使用する吊り足場用金具の制作、取り付けを追加いたします。工事請負費の増額は83万円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この弓滝橋の件なんですけど、前回も工事変更ということであったんですが、請負をする時に、入札する時にそんなのをちゃんと計画してこれだけありますよっていうのをし、最低料金で入札されたと思うんですけど、それを後から後から追加して増えてくるということになると、予算がまた増えてくるんじゃないかと思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただ今の兵頭議員のご質問でございますが、工事につきましては、この工事に関わらず詳細な設計をいたしまして、入札にかけまして落札をいたしておりますが、計画にない現場での突発的な工事変更請負契約になりますのは、この工事以外でもほとんどの工事について軽微なものを含めましたら変更は生じております。

今金額が増額になると言われましたが、契約によりましては減額の変更工事請負契約もございますので、工事の進捗状況または内容によりまして変更が生じるのはいたしかたないと考えておりますが、なるべく変更をいたしまして良いものを作っていくのが最終の目的となっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

予算の関係もありますんで、その辺もまたよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○9番（福原良夫君）

色々設計変更はあるんですけども、完成がなかなか町民の方も待ちかねと思うんですけど、最初聞いたのは、今年3月頃完成ということでしたけども、いつ完成になるんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただ今の福原議員のご質問でございますが、住民の方にはですね、長らくお待ちいただいて、大変申し訳なく思っておりますところでございますが、今現在のこの上部工（その1）につきましては、今年度末に完成をいたす見込みでございます。その後（その2）を今発注しておりますが、この工事は3月31日となっておりますが、おそらく繰越になると思われまして、この工事につきましては支障工、仮設工を予定しておりますが、この工事が済み次第新年度におきまして、残りの工事を（その3）といたしまして地覆工、舗装工で最後高覧を取り付ける工事を予定しております。

あくまでも見込みですが、その差につきましては新年度の工事となりますので、令和6年度内の工事を目指しております。以上です。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号、工事変更請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第4号、工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和3年11月30日付け、請負契約を締結した鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事）

2. 契約の金額 変更前 17億2,370万円

変更後 17億4,359万7,000円

3. 契約の相手方 愛媛県大洲市白滝甲301番地。一宮工務店・愛媛建設特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社一宮工務店、代表取締役 一宮 哲 であります。

詳細につきましては教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育課長（谷口 浩司君）

それでは、鬼北町立広見中学校改築工事（建築工事）変更請負契約の変更内容等につきまして、ご説明をいたします。

まず、工事全体といたしまして、近年の建築資材の高騰によりコンクリート価格が値上がりしたためその増加分を追加しております。

次に建物ごとに主な変更点をご説明させていただきます。配付しております別紙広見中学校改築工事図面をご覧ください。赤色で表示しておりますものが建築工事の変更部分でございます。

図面下段、特別教室棟につきましては学校からの要望によりホワイトボードを7か所追加いたしました。

図面右側、体育館につきましては学校からの要望によりトイレの扉をドアから片引き戸に変更し、剣道場内に姿見鏡を追加いたしました。また、体育館につきましては、一般に開放いたしますので、セキュリティ対策として玄関の鍵を通常の鍵からカードキーによる電子錠へと変更いたしました。

図面上段、普通教室棟につきましては、右側生徒玄関昇降口にシンボルツリーとして町産材の柱を設置いたしました。また、学校の要望により教室と廊下の間仕切りをガラス窓に教室の壁面を塗装からクロスに変更し、廊下にホワイトボードを4か所追加いたします。

外構工事では、老朽化しておりました図面右側、東門の門扉を交換し、校舎各所に防草シートによる法面の除草対策を追加いたしました。

また、体育館前などに予定しておりました階段及びスロープにつきましては勾配を調整することにより不要となったため減額となっております。

以上、諸経費、消費税を含め、1,989万7,000円の増額となり、変更後の契約金額は、17億4,359万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議お願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この件もそうなんですけど、建てるときにかなり研究をして学校の先生とも話をしてこ

んなのが良いんじゃないかなということ、入札したんじゃないかと思うんですけど、これ1,900万というかなりの金額になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺をどうお考えですか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

この建築につきましては、実施設計で1年間、それから2年間に渡って工事期間がございました。どうしても、先ほど申し上げましたように、建築資材の高騰がありまして、その分でどうしても予期せぬ予算の上昇があったということは事実でございます。また、建築実施設計をしている時、学校からのご要望を聞いて、設計をしてきましたが、どうしても工事をする中で、どうしても、ここが欲しい、ここを変えて欲しいというご要望がございまして、やはりより良いものを建築したいと考えておりましたので、その都度、その要望を聞いてですね、できる範囲で対応した結果がこういう状況になっております。以上でございます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他にありませんか。

○8番（芝 照雄君）

今建築工事の件ではあるんですけど、後の電気設備、空調関係も入ってくるとは思うんですけど、体育館のところ、カードキーの施錠に変えられたということなんですけど、最初の町長の挨拶にもあったように、最近地震等で電気の喪失がだいぶ心配されておりますが、停電の場合、鍵が開くシステムになっているのかどうか、その辺の質問をしたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

この件については確認をさせていただいて答弁をさせていただきたいと思っております。

○8番（芝 照雄君）

今建築工事なんで良いです。

もう1回します。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから、議案第4号、工事変更請負契約(鬼北町立広見中学校改築工事(建築工事))の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、工事変更請負契約(鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事))の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第5号、工事変更請負契約(鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和3年11月30日付け、請負契約を締結した鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事)の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事)

2. 契約の金額 変更前 3億1,020万円

変更後 3億2,279万6,000円

3. 契約の相手方 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地83。四電工・高田電工特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社四電工宇和島営業所、所長 長谷川 浩二 であります。

詳細につきましては教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育課長(谷口浩司君)

それでは、鬼北町立広見中学校改築工事(電気設備工事)変更請負契約の変更内容等につきまして、ご説明をいたします。

主な変更は、建築資材の高騰、電気設備の変更等によるものです。

建築資材の高騰につきましては、工事契約以降に、幹線ケーブルが約30%、照明機器等が約15%の増額となるなど、その増額分を追加しております。配付しております別紙広見中学校改築工事図面をご覧ください。緑色で表示しているものが電気設備工事での変更部分であります。

電気設備の変更につきましては、学校の要望により、コンセントを普通教室棟に26か所、特別教室棟に7か所追加しております。校舎内に設置する放送設備について、アナログ機器を設置することとしておりましたが、デジタル方式が主流であり、今後製造されな

い可能性もあることから、デジタル放送機器に変更しております。また、普通教室棟に設置の電話交換機については、既存の交換機を利用することといたしましたので、それに関する費用が減額となっております。

以上、諸経費、消費税等を含め、1,259万6,000円の増額となり、変更後の契約金額は、3億2,279万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

物価高騰の分で上がったと言われましたけど、このコンセントの追加と、デジタル放送の設備の交換で、その差額はどれくらいあるんでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

先ほどご説明をいたしました。幹線ケーブル、照明機器等の増額につきましては、約1,100万円を超えております。それと、電気設備でコンセントを追加しておりますが、これが74万円程度です。それと、放送機器について、変更いたしておりますが、70万円弱ということになっております。以上でございます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号、工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（電気設備工事））の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号、工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第6号、工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和3年11月30日付け、請負契約を締結した鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）

2. 契約の金額 変更前 2億4,970万円

変更後 2億7,130万円

3. 契約の相手方 愛媛県松山市古三津2丁目16番3号。フジケンエンジニアリング・三和設備特定建設工事共同企業体、代表者 フジケンエンジニアリング株式会社、代表取締役 松本 陵志 であります。

詳細につきましては教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）の変更請負契約の変更内容等につきまして、ご説明をいたします。

主な変更は、建築資材の高騰、空調衛生設備の変更等によるものです。

建築資材の高騰につきましては、工事契約以降、配管設備の硬質塩ビ管、ステンレス鋼管及び銅管が約50%、コンクリート柵が約25%の増額となるなど、その増額分をついかしております。

配付しております別紙広見中学校改築工事図面をご覧ください。青色で表示しているものが空調衛生設備工事での変更部分であります。

空調衛生設備の変更につきましては、学校の要望により普通教室棟の特別支援学級教室に電気温水器と自動水栓を追加し、手洗い場の水栓を2口から5口に変更いたしました。

また、普通教室棟の職員室及び会議室の加湿器について既存のものを利用することといたしましたので、その分が減額となっております。

特別教室棟理科室には安全対策としてガス漏れ警報器を追加しております。

グラウンドのトイレ用浄化槽については、放流経路の変更に伴い、処理水をポンプアップする必要が生じたことから機種の変更を行いました。

また、全てのトイレの手洗いに、自動で石鹼水が出るオートソープディスペンサーを設置することとしておりましたが、学校からの指示により、設置しないこととしたため、減額となっております。

以上、諸経費、消費税等を含め、2,160万円の増額となり、変更後の契約金額は、

2億7,130万円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議お願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

先ほどと一緒になんですけど、自動水栓を追加されてますけど、電気を使用して、自動で出る仕組みなのか、電池式なのかその辺を確認をさせていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

これにつきましても、確認をいたしまして後刻答弁をさせていただきます。

○8番（芝 照雄君）

議長、関連して良いですか。

○議長（程内 覺君）

はいどうぞ。

○8番（芝 照雄君）

これ3件とも最終変更だと思われそうですけど、この広見中学校改築工事に係る全体に一体いくらかかるのか教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

全体でいきますと、工事につきましては、工事あと手数料諸々全て込みで良いでしょうか。

全体で28億600万円程度でございます。以上です。

○8番（芝 照雄君）

はい了解。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号、工事変更請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号、工事変更請負契約(史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事)の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第7号、工事変更請負契約(史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和5年8月8日付け、請負契約を締結した史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事

2. 契約の金額 変更前 6,435万円

変更後 6,510万9,000円

3. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛建設株式会社、代表取締役 坂本 信哉 であります。

詳細につきましては教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育課長(谷口浩司君)

それでは、史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事、変更請負契約の変更内容等について、ご説明をいたします。

主な変更点は、遺構整備工、階段工、排水路工の3点でございます。別紙平坦部A保存整備工事の図面を基に説明をいたしますので、そちらをご覧ください。

図面中央、遺構整備工1-1では、本坊客殿を示すデッキの仕様について各部屋の間仕切りを段差で表示する仕様としておりましたが、各種講座やイベント等が開催できるよう段差をなくすフラットな仕様に変更いたしております。おなじく、遺構整備工1-2では、インターロッキング及び縁石による平面表示について、縁石の一部が遺構に接触するため、縁石の数量を変更いたしました。

次に図面右側、階段工2-1では、平坦部Aへの出入り口として、35段で構成される階段5を追加いたしております。図面中央左側、階段工2-2新本堂に整備する階段について、当初石段としておりましたが、発掘調査での所見では石段ではなく、木製であったことから、所見に合わせ、変更を行っております。

次に図面下段、排水路工3-1では、平坦部の南側の仮配水管について、地形に合わせて、無理なく排水するため、谷側まで19.8m延長する変更を行いました。図面中央左側、排水路工3-2では、斜面の雨水排水を行うための皿形側溝の仕様を現場に合わせ縮

小し、延長を14.2m短くする変更を行っております。

この他、共通仮設費として、道路誘導警備員の計上いたしておりましたが、配置不要となったことからこれを全額減額しております。

以上、諸経費、消費税等を含め、75万9,000円の増額となり、変更後の契約金額は6,510万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号、工事変更請負契約（史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事）の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。

再開を午前10時10分とします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時10分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から先ほどの芝議員の質問に対する答弁の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

芝議員のご質問について、教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは先ほどのご質問、停電の場合の体育館の電子キーの対応と自動水栓がどうかというご質問ですが、まず、基本的に自家発電を設置しておりますが、それで対応するというようにしておりますが、もし電気が来ない場合は、どういうふうになるかという確認をさせていただきました。

まず、体育館につきましては、別の出入り口が数か所ございまして、全てアナログのキーとなっておりますので、そこを解錠することにより利用ができると考えております。

水道につきましては、手動の水栓も何か所か用意させていただいておりますので、どうしても停電で復旧できない場合は、そちらの方の手動の水道を使用することが可能となっております。以上でございます。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

自家発電は時間も限られておると思うんですけど、もしそれが切れた場合に、太陽光を設置してあると思うんですけど、その電源を使用できるようにはしてないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

太陽光も使用可能でございます。

○8番（芝 照雄君）

使用できるということなんですけど、その場合、夜間であれば使用はできると思うんですけど、蓄電池の設置はするようにしてありましたかね。その辺確認をしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

蓄電池の設置についてはしておりません。以上でございます。

○8番（芝 照雄君）

議決いただいた件なんで、あまりしつこく言うのもなんですけど、できれば蓄電池、町も今推進しておりますので、できれば今後予算をつけていただいて設置していただくように検討をしていただきたいと思います。その件について答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

今回は中学校の改築ということでありましたけども、ご承知のとおり、脱炭素社会の実現というところで各公民館に蓄電池等を置くようにいたしております。もちろんこれについても期限があるものではあるんですけども、中学校につきましても総合公園につきましても避難所としての指定ということもありますので、その点十分に留意していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○議長（程内 覺君）

それでは次に、日程第12、同意第1号、鬼北町教育委員会委員の任命について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、同意第1号、鬼北町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

令和6年2月23日をもって鬼北町教育委員会の宮本泰伸委員の任期が満了となるので、後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

任命する委員は、住所 鬼北町大字西野々309番地、氏名 高田 宏美、生年月日 昭和37年2月4日であります。

高田宏美氏は、鬼北町西野々在住で、令和4年3月31日をもって鬼北町立日吉中学校を最後に定年退職されました。37年間の教員生活では宇和島市や北宇和郡の小中学校の教諭を歴任され、教科指導を担うとともに、学校の核となる教務主任や研修主任も務められ、学校教員に尽力されました。また、退職後は町内の小学校のスクールソーシャルワーカーを努め、各学校の児童や保護者、教職員からの相談活動に取り組んでいただいております。温厚な人柄で人格、見識、能力ともに優れており、教育委員として適任であると確信し、教育委員に任命したいと考えております。

以上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号、鬼北町教育委員会委員の任命について、を採決します。

この採決は起立によって行います。

高田宏美君に同意することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、高田宏美君に同意することに決定をしました。

ここで、高田宏美君から挨拶を受けます。

○教育委員会委員（高田 宏美君）

ただ今同意をいただきました、高田宏美です。

誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

以上で、本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和6年第1回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました、承認1件、議案7件、同意1件につきまして、原案のとおり議決いただき誠にありがとうございました。現在当町におきましては、令和6年度当初予算編成の最終段階を迎えております。町を取り巻く厳しい状況等を踏まえ、財源の確保を図るため、最後の詰めの作業を行っているところでございます。

議員各位におかれましても、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和6年第1回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午前10時19分 閉会）

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（9番）

鬼北町議会議員（10番）